

議案第28号

北名古屋市介護保険条例の一部改正について

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険料の減免に係る申請の期限を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市介護保険条例（平成18年北名古屋市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「納期限前7日」を「納期限（災害その他の特別な事情があることにより、当該納期限までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）」に、「支払に係る月の前々月の15日」を「支払日（災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。